

299

300

301

721

722

723

2級・3級 金融窓口サービス技能士受検対策講座 追補資料

2022年4月1日から2022年10月1日までの
主な改正項目および留意点

本資料は原則として2022年8月末日現在の法令等に基づき構成しています

きんざい 教育研修事業部

●社会保険関係

1. 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

2022年9月30日まで後期高齢者（75歳以上の者等）の窓口負担割合は、一般所得者等は1割、現役並み所得者（原則として、課税所得が145万円以上の者）は3割負担となっていました。

2022年10月1日から、一定以上の所得がある者（課税所得^{※1}が28万円以上かつ、「年金収入^{※2} + その他の合計所得金額^{※3}」が単身世帯の場合は200万円以上、複数世帯の場合は合計320万円以上ある者）の窓口負担割合が2割になります。

なお、2022年10月1日から2025年9月30日までの間は、2割負担となる者について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。

	区分	医療費負担割合
2022年9月30日まで	現役並み所得者	3割
	一般所得者等	1割
2022年10月1日から	現役並み所得者	3割
	一定以上の所得がある者	2割
	一般所得者等	1割

※1 「課税所得」とは、前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額で、住民税納税通知書の「課税標準」の額となります。

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額となります。

2. 基本手当日額の最高額の引上げ

2022年8月1日から、雇用保険における基本手当（失業給付）の1日当りの支給額（基本手当日額）の年齢別の最高額が引き上げられました。

基本手当日額は、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇や低下の比率に応じ、毎年8月1日から変更されます。2021年度平均定期給与額が前年比で約1.11%上昇したことに伴い、2022年8月1日より基本手当日額の最高額が下記のとおり引き上げられています。

年 齢	基本手当日額の最高額
～29 歳	6,835 円
30 歳～44 歳	7,595 円
45 歳～59 歳	8,355 円
60 歳～64 歳	7,177 円

3. 基本手当日額の最低額の引上げ

2022年8月1日から、雇用保険における基本手当日額の最低額（すべての年齢）が2,125円に引き上げられました。

基本手当日額の最低額も、毎年度の平均定期給与額の変動に応じて変更していますが、これにより変更した最低額が、最低賃金日額（地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額）を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています。

2022年8月1日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に基本手当の給付率80%を乗じた額となっています。

基本手当日額の最低額（すべての年齢） 2,125 円

4. 高年齢雇用継続給付の支給限度額の引上げ

2022年8月1日から、高年齢雇用継続給付の支給限度額が36万4,595円に引き上げられました。賃金が支給限度額以上の場合、高年齢雇用継続給付は支給されません。賃金と高年齢雇用継続給付の合計が支給限度額を超える場合は、36万4,595円から賃金を差し引いた額が支給されます。

高年齢雇用継続給付金	
支給限度額	36万4,595円
最低限度額	2,125円
60歳到達時等の賃金月額	
最高額	47万8,500円
最低額	7万9,710円

5. 育児休業給付の支給限度額の引上げ

2022年8月1日から、育児休業給付の支給限度額が以下のように引き上げられました。

休業開始から6カ月	(支給率67%)	30万5,319円
休業開始から6カ月経過後	(支給率50%)	22万7,850円

6. 介護休業給付の支給限度額の引上げ

2022年8月1日から、介護休業給付の支給限度額は以下のように引き上げられました。

支給限度額	(支給率67%)	33万5,871円
-------	----------	-----------

●年金関係

適用事業所の提供業種として士業の追加

2022年10月1日から、下記の「適用の対象となる士業」に該当し、常時5人以上の従業員を雇用している個人の士業事業所は、社会保険（厚生年金および健康保険）の強制適用事業所となります。

【適用の対象となる士業】

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理人、税理士、社会保険労務士、弁理士

適用事業所になった場合には、次の①と②に該当する従業員は、社会保険に加入することになりましたが、事業主は被保険者にはなりません。

- ① 正社員
- ② 1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上ある短時間労働者

2級・3級 金融窓口サービス技能士受検対策講座 追補資料

2022年4月1日から2022年10月1日までの
主な改正項目および留意点

2022年10月1日発行
編著者 きんざい 教育研修事業部
発行所 株式会社きんざい
〒160-8520 東京都新宿区南元町19
TEL 03-3355-2351

禁無断転載